

千葉県内中小企業の働き方改革を応援します！

千葉県では、働き方改革の推進やテレワーク導入に取り組む中小企業等を支援するため、希望する企業等に各分野の専門家を派遣しています。

■募集期間：令和5年12月28日（木）まで ※募集期間中でも、予定社数に達し次第、受付を終了します。

■支援対象：県内に事業所を有する中小企業者等

■支援内容：

①働き方改革の推進

働き方改革の推進に取り組む企業にアドバイザーを派遣し、課題整理から取組提案までの支援を行います。（派遣回数：1社あたり原則5回まで）

②テレワーク導入支援

新たにテレワーク導入を希望する中小企業等を対象に専門家を派遣し、テレワークの社内試行を支援します。（派遣回数：1社あたり原則5回まで、機器等の貸出あり）

※導入済みであっても、運用に課題があり、活用されていない場合も対象とします。

■支援企業数：①20社程度 ②15社程度 ※両支援の併用はできません。

■利用料金：無料

■オンライン相談：通信環境に応じ、オンラインでの相談・支援も可能です。

■申込方法：下記URLにあるリーフレットを御参照の上、ちばの「新しい働き方」推進事業事務局（委託事業者：株式会社パソナ）へお申込みください。

<https://www.pref.chiba.lg.jp/koyou/worklifebalance/hatarakikata/r5hatarakikata.html>

千葉県 令和5年度働き方改革

検索



【お問い合わせ先】

ちばの「新しい働き方」推進事業事務局（委託事業者：株式会社パソナ）

電話：043-238-9865 Mail：chiba-hatarakikata@pasona.co.jp

千葉県労働相談センター

長時間労働、賃金不払い、パワハラ・セクハラ、解雇など労働問題全般について、問題解決に向けた具体的なアドバイスを無料で行います。秘密は厳守します。

■一般労働相談：

月～金曜日（祝日、年末年始を除く）9時～20時（17時以降は電話相談のみ、最終受付は19時45分）

※来所相談は要予約

■弁護士による特別労働相談：

原則毎月第1・3金曜日13時～15時（来所相談）

※要予約（前々日まで）

■働く人のメンタルヘルス特別労働相談：

原則毎月第4水曜日17時30分～19時30分（来所または電話相談）

※要予約

【URL】<https://www.pref.chiba.lg.jp/koyou/soudan/roudoukankei/roudousoudan.html>

千葉県労働相談センター

検索



【お問い合わせ先】

千葉県労働相談センター（千葉県庁本庁舎2階）

電話：043-223-2744